

(地方公共団体の事務に関する規制についての条例による特例措置)

第三十五条 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域において、政令又は主務省令により規定された規制（地方公共団体の事務に関するものに限る。以下この条において同じ。）に係る事業（以下この条及び別表第二十五号において「地方公共団体事務政令等規制事業」という。）を実施し又はその実施を促進する必要があると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該地方公共団体事務政令等規制事業については、政令により規定された規制に係るものにあつては政令で定めるところにより条例で、主務省令により規定された規制に係るものにあつては主務省令で定めるところにより条例で、それぞれ定めるところにより、規制の特例措置を適用する。

【事業の名称】 地方公共団体事務政令等規制事業で第三十五条の規定による政令又は主務省令で定めるもの（個別の事業の名称については当該政令又は主務省令で別途定められます。）

【趣旨】

地方公共団体が、その構造改革特別区域における事業に関して、地方公共団体が行う許認可の基準など当該事業に関連する地方公共団体の事務に係る規制について、国が全国一律に定めた規制に代えて、各地域において地域特性に応じた特例措置を講ずることができるようにすることが適当な場合があります。

例えば、特定の規制について多くの地方公共団体から緩和の要望が寄せられている場合に、当該規制の所管省庁が個々の要望に応じた対応を検討するよりも、各地方公共団体が条例で特例措置を定めることができることとすることで、地域の活性化に資する事業を柔軟かつ効果的に推進することが可能です。

【特例措置の内容】

政令又は主務省令により定められた規制（地方公共団体の事務に係るものに限る。）に関連する事業（以下「地方公共団体事務政令等規制事業」という。）について、特定事業として認定構造改革特別区域計画に基づき実施する場合には、政令又は主務省令で定める範囲で当該規制の特例措置を条例で定め、適用することができます。